

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

香川県知事 浜田 恵造



新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制及び検査体制の
現状に関する認識について（回答）

令和2年5月14日付け厚生労働省発健0514第8号厚生労働大臣通知にて照会のありましたこのことについて、下記のとおり、回答します。

記

【現状】

1. 本県の感染状況

新型コロナウイルス感染症の累積感染者数は、5月18日現在で28名である。

3月17日に県内で初めて1名の感染が確認されてから4月11日までは、散発の発生であったが、4月12日保育所において県内初のクラスターが発生したこともあり、4月12日から20日までの9日間で24名の感染者が確認された。週単位でみると、5、6週間前の2週間に集中して発生している。

また、クラスター発生後の4月14日に、国にクラスター対策班の専門家チームの派遣を要請するとともに4月15日～16日にはクラスターが発生した保育所の全園児（147名）のPCR検査を実施し、クラスター対策を徹底して行った。

今までに、28例の患者が発生したが、重症となった者はいない。

4月21日以降、3週間以上新規の感染者は発生していない。

○感染者数

(単位：人)

	合計	1週間前 (5/11 ～5/17)	2週間前 (5/4 ～5/10)	3週間前 (4/27 ～5/3)	4週間前 (4/20 ～4/26)	5週間前 (4/13 ～4/19)	4週間前 (4/6 ～4/12)	4/5ま で
感染者数	28	0	0	0	2	18	6	2

2. 医療提供体制

新型コロナウイルス感染症対策について協議するため、3月25日に「香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会」を設置した。

また、患者数が大幅に増えた場合の入院等に係る患者受入調整を行う「香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部」を4月20日に設置した。

(1) 確保病床数、確保想定病床数

5月18日現在で、感染症指定医療機関（6病院）の感染症病床24床に加え、感染症指定医療機関等の感染症病床以外の病床を19床確保し、合計で43床確保しているが、本日までの調整を踏まえ、確保病床数（受入れ割当病床数）は、160床を上回る方向である（今週中にとりまとめ予定）。

確保想定病床数は、ピーク時の入院患者推計の約1900人の6.6%、125床としているが、これについても上記と同数となる方向である。

また、4月22日から、軽症者等の宿泊療養施設として「チサングランド高松」を借り上げ、要員の確保、訓練等を経て運用を開始している。確保客室数は101室。現時点で使用実績はない。

(2) 帰国者・接触者外来

2月7日に6カ所設置され、その後、各医療機関に個別に働きかけるなどした結果、現在、15カ所の医療機関に設置されている。

(3) PCR検査体制

(検査状況)

本県のPCR検査数は、5月16日現在で、延べ1,983人である。人口10,000人当たりの検査数は、20.5人となっており、全国平均16.7人を上回っている（4月末までは、1日の検査数の上限は96人としていたが、状況に応じて柔軟に対応し、1日100人を上回った日が3日あった）。

また、本県のPCR検査件数に対する陽性率は、5月16日現在で、1.4%であり、全国平均7.6%を下回っている。

(検査体制の状況)

- ① 香川県環境保健センターのPCR検査機器を1台増設し、5月1日から、1日当たり最大で144検体の検査ができる体制を整えた。
- ② 県内の民間検査機関1社における検査機器2台の購入を支援することとしている。
- ③ 地域外来・検査センターが県内2カ所で設置された。
- ④ 県保健所においても接触者調査など必要に応じてドライブスルー検査を行っている。

【認識】

1. 感染状況

本県においては、3週間以上新規の感染者が発生していない状況ではあるが、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではなく、新たな感染がいつどこで発生するかわからない状況であると認識している。特に潜在化している感染がクラスターとして顕在化するケースにも対応できるよう保健所の調査体制を強化するため、5月18日に「健康相談コールセンター」を設置し、相談窓口の一本化を図ったところである。

香川県は、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言は解除されたが、国内では、緊急事態宣言区域となっている都道府県があることから、気を緩めることなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する必要がある。

このため、5月15日に県独自の「香川県感染警戒宣言」を発出し、県民の皆様や事業者の皆様に対し、引き続き、感染拡大防止策の御協力をお願いしたところである。(参考：別添資料)

2. 医療提供体制

本県の5月18日現在の入院患者数は1名であり、現時点では、受入病床が逼迫してはいないと認識している。

しかしながら、本県でも4月に2日間で15名の患者が発生したように、今後、患者が大幅に増加することも想定されることから、これまで、香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会を通じて各医療機関との調整を行ってきており、前述のとおり、今週中には、今後、新型コロナウイルス感染症患者に使用できる病床数の大幅増について取りまとめる予定である。

重症者用としては、現在9床を確保しているが、上記の調整にあわせて、一層の増加に努めたい。

今後の感染拡大に備え、引き続き関係者と協議を進めるなど、医療提供体制の充実を図っていきたいと考えているが、各医療機関からは、病院経営への影響を懸念する声があり、国において、医療機関に対する財政支援の強化を是非ともお願いしたい。

3. PCR検査体制

本県では、今後の検体数の増加に備えるため、香川県環境保健研究センターのPCR検査機器を1台増設するとともに、検査人員等を増員し、検査体制を強化したところである。

また、PCR検査機器の購入助成を行った県内民間医療機関は、6月初めには、検査が開始され、地域外来・検査センターの検査を受付ける予定である。

これらの取り組みにより、今後、これまでを上回る検体数の増加にも対応できるものと考えている。

さらに、検体採取については、これまでの帰国者・接触者外来に加え、地区の医師会等による地域外来・検査センターが県内2箇所を設置され、更にもう1カ所、設置見込みであるが、引き続き、他地区の市町、医師会等にも働きかけるなど、設置を促進してまいりたい。

香川県感染警戒宣言 ～香川県知事から県民の皆様へのメッセージ～

香川県における特措法に基づく緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではなく、新たな感染はいつどこで発生するかわかりません。

国内では、まだ、緊急事態宣言区域となっている都道府県があり(※)、全国的な解除となっていない期間においては、本県においても気を緩めることなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する必要があります。このため、新たに、香川県感染警戒宣言を発出し、県民の皆様、事業者の皆様以下のご協力をお願いいたします。

(※)北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県

記

○県民の皆様へ

外出について

- ・ 県外への不要不急の外出は控えてください。特に、緊急事態宣言区域となっている都道府県への外出は控えてください。やむを得ず、緊急事態宣言区域となっている都道府県を訪れなければならない場合、帰県後14日間は、不要不急の外出を自粛してください。
- ・ 繁華街の接待を伴う飲食店等やこれまでにクラスターが発生しているような「三つの密」(密閉、密集、密接)のある場への外出も控えてください。
- ・ 人との接触をできるだけ減らしてください。
- ・ 外出時には症状がなくてもマスクを着用しましょう。

新しい生活様式について

- ・ 屋内外に関わらず、三つの密を徹底的にさけてください。人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けてください。
- ・ 皆様の行動が密につながらないよう買い物などの用事はできるだけ少人数で出かけてください。
- ・ 毎朝、体温と健康のチェックを行い、体調が悪いときは、勇気をもって仕事を休んでください。
- ・ こまめな手洗い、手指消毒、咳エチケットを徹底してください。
- ・ バランスの良い栄養、十分な睡眠時間、適度な運動をとるようにしてください。

○事業者の皆様へ

- ・ 「今後における適切な感染防止対策」(別添)を徹底してください。
- ・ 緊急事態宣言区域となっている都道府県への出張は控えてください。
- ・ テレワークや時差出勤ができる環境を整備しましょう。
- ・ 万一、ご自身の事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査にご協力をお願いします。

今後における適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none">・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保・曜日・時間帯による特売やポイントセールをできる限り自粛・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
県外客の利用自粛の促進	<ul style="list-style-type: none">・県外客の利用自粛を促す対策(店頭・HPによる周知等)
飛沫感染、接触感染の 防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒・会話時には距離を確保し、対面時にはパーテーションを設置するなどして感染を防止

緊急事態措置解除に係る判断基準による香川県の状況について

解除に係る判断基準		香川県の状況					
感染状況 ・ 直近1週間の報告数とその前の週の報告数を下回る減少傾向の確認 ・ 直近1週間の10万人あたり累積報告数が0.5人未満程度等	A. 人口(万人)	B. 直近1週間累積陽性者数(～5/14)	対人口10万人(B/(A/10))	C. その前1週間累積陽性者数(～5/6)	直近1週間とその前1週間の比(B/C)		
	96	0	0	0	-		
医療提供体制 ・ 重症者数が減少傾向で医療提供体制が逼迫していないこと ・ 患者急増に対応可能な体制が確保されていること等	患者数(5/14時点)		設置状況		受入確保病床数(5/14時点)	宿泊施設確保室数(5/14時点)	
	入院患者数	重症者数	宿泊施設患者数	対策協議会	患者搬送調整本部	43	101
監視体制 ・ PCR等の検査体制の整備	・ 県環境保健研究センターにおける検査機器増設(5月1日～3台体制) ・ 民間検査機関における検査機器の導入 ・ 地域外来・検査センター等の設置の推進(丸亀市5月11日～、高松市5月14日～、さぬき市及び東かがわ市5月18日～)						

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

<p>国の緊急事態宣言 (4.7～) (特定都道府県：7都府県)</p>	<p>(4.16～) ※全都道府県へ拡大 (特定警戒都道府県：13都道府県) (上記以外：本県を含む34県)</p>	<p>「香川県緊急事態」宣言 (4.14～)</p>	<p>(5.14～5.31) (特定警戒都道府県：8都道府県) ※本県解除</p>	
<p>特措法に基づく県の対策期</p>	<p>(1) 感染拡大防止集中対策期 (4.17～5.6) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、クラスターが発生など、感染者が急増し、医療提供体制が逼迫している状態</p>	<p>(2) 感染拡大防止対策期 (5.7～5.14) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、一定数の感染者が発生している状態</p>	<p>(3) 感染警戒期 (5.15～) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されているが、他の都道府県で対象区域が指定されている状態</p>	<p>(4) 感染予防対策期 全ての都道府県が国の緊急事態宣言が解除されている状態</p>
<p>1. 県民への要請等</p>	<p>県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛</p>	<p>県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底</p>	<p>県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底</p>	<p>新しい生活様式の徹底</p>
<p>2. 事業者への要請等</p>	<p>対象施設への休業要請等 適切な感染防止対策</p>	<p>一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底</p>	<p>一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底</p>	<p>一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底</p>
<p>3. イベント等の開催</p>	<p>原則中止・延期</p>	<p>全国的大規模イベント等の開催自粛 50人程度未満は感染防止対策を講じる</p>	<p>全国的大規模イベント等の開催自粛 一定人数※以下は感染防止対策を講じる ※屋内：100人以下かつ収容定員の半分以下 屋外：200人以下かつ人と人との距離を十分確保</p>	<p>適切な感染防止対策を講じる</p>
<p>4. 県有施設等における対応</p>	<p>基本的に休館</p>	<p>多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他は感染防止対策を講じる</p>	<p>多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他施設は感染防止対策を講じる</p>	<p>適切な感染防止対策を講じる</p>

詳細は、今後の国の専門家会議の提言等を踏まえて検討

対策期移行時の考え方

国の緊急事態宣言 (本県)	国の緊急事態宣言 (本県を除く他の都道府県)	国の緊急事態宣言解除
「香川県緊急事態」宣言	香川県感染警戒宣言	
(1) 感染拡大防止集中対策期 本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、クラスターの発生など、感染者が急増し、医療提供体制が逼迫している状態	(2) 感染拡大防止対策期 本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、一定数の感染者が発生している状態	(4) 感染予防対策期 全ての都道府県が国の緊急事態宣言が解除されている状態
(1) 感染状況や医療提供体制(病床稼働率等)、PCR検査状況(陽性率)、人口移動の状況などを含め、感染が収束に向かっているか、総合的に判断 (2) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたとき ① 感染の状況 ・ 直近1週間の報告数とその前の週の報告数を下回る減少傾向の確認 ・ 直近1週間の10万人あたり累積報告数が0.5人程度以下 ② 医療提供体制 ・ 重症者数が減少傾向で医療提供体制が逼迫していないこと ・ 患者急増に対応可能な体制が確保されていること ③ 監視体制 ・ 医師が必要とするとPCR検査が遅滞なく行える体制が整備されていること などを踏まえて、総合的に判断 →香川県感染警戒宣言	(3) 感染警戒期 本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたとき、他の都道府県で対象区域が指定されている状態 (3) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたとき ① 感染の状況 ・ 直近1週間の報告数とその前の週の報告数を下回る減少傾向の確認 ・ 直近1週間の10万人あたり累積報告数が0.5人程度以下 ② 医療提供体制 ・ 重症者数が減少傾向で医療提供体制が逼迫していないこと ・ 患者急増に対応可能な体制が確保されていること ③ 監視体制 ・ 医師が必要とするとPCR検査が遅滞なく行える体制が整備されていること などを踏まえて、総合的に判断 →香川県感染警戒宣言	(3) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたとき (4) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたとき
(1) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されたとき (考え方) ・ 直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断	(2) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されていないが、直近1週間で10万人当たり0.5人程度以上の新規感染者が発生して、まん延防止の措置を講じる必要があるか、総合的に判断 →「香川県緊急事態」宣言	(3) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されていないが、直近1週間で10万人当たり0.5人程度以上の新規感染者が発生して、まん延防止の措置を講じる必要があるか、総合的に判断 →「香川県緊急事態」宣言

香川県感染警戒宣言 ～香川県知事から県民の皆様へのメッセージ～

香川県における特措法に基づく緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではなく、新たな感染はいつどこで発生するかわかりません。

国内では、まだ、緊急事態宣言区域となっている都道府県があり(※)、全国的な解除となっていない期間においては、本県においても気を緩めることなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する必要があります。このため、新たに、香川県感染警戒宣言を発出し、県民の皆様、事業者の皆様以下のご協力をお願いいたします。

(※)北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県

記

○県民の皆様へ

外出について

- ・ 県外への不要不急の外出は控えてください。特に、緊急事態宣言区域となっている都道府県への外出は控えてください。やむを得ず、緊急事態宣言区域となっている都道府県を訪れなければならない場合、帰県後14日間は、不要不急の外出を自粛してください。
- ・ 繁華街の接待を伴う飲食店等やこれまでにクラスターが発生しているような「三つの密」(密閉、密集、密接)のある場への外出も控えてください。
- ・ 人との接触をできるだけ減らしてください。
- ・ 外出時には症状がなくてもマスクを着用しましょう。

新しい生活様式について

- ・ 屋内外に関わらず、三つの密を徹底的にさけてください。人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けてください。
- ・ 皆様の行動が密につながらないよう買い物などの用事はできるだけ少人数で出かけてください。
- ・ 毎朝、体温と健康のチェックを行い、体調が悪いときは、勇気をもって仕事を休んでください。
- ・ こまめな手洗い、手指消毒、咳エチケットを徹底してください。
- ・ バランスの良い栄養、十分な睡眠時間、適度な運動をとるようにしてください。

○事業者の皆様へ

- ・ 「今後における適切な感染防止対策」(別添)を徹底してください。
- ・ 緊急事態宣言区域となっている都道府県への出張は控えてください。
- ・ テレワークや時差出勤ができる環境を整備しましょう。
- ・ 万一、ご自身の事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査にご協力をお願いします。

今後における適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none">・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保・曜日・時間帯による特売やポイントセールをできる限り自粛・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
県外客の利用自粛の促進	<ul style="list-style-type: none">・県外客の利用自粛を促す対策(店頭・HPによる周知等)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止

緊急事態措置解除に係る判断基準による香川県の状況について

解除に係る判断基準		香川県の状況					
感染状況 <ul style="list-style-type: none"> 直近1週間の報告数とその前の週の報告数を下回る減少傾向の確認 直近1週間の10万人あたり累積報告数が0.5人未満程度等 	A. 人口 (万人)	B. 直近1週間 累積陽性者数 (~5/14)		対人口10万人 (B/(A/10))	C. その前1週間 累積陽性者数 (~5/6)		直近1週間と その前1週間の比 (B/C)
	96	0		0	0		-
医療提供体制 <ul style="list-style-type: none"> 重症者数が減少傾向で医療提供体制が逼迫していないこと 患者急増に対応可能な体制が確保されていること等 	患者数(5/14時点)			設置状況		受入確保 病床数 (5/14時点)	宿泊施設 確保室数 (5/14時点)
	入院 患者数	重症者数	宿泊施設 患者数	対策 協議会	患者搬送 調整本部		
	2	0	0	設置済	設置済	43	101
監視体制 <ul style="list-style-type: none"> PCR等の検査体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 県環境保健研究センターにおける検査機器増設(5月1日~ 3台体制) 民間検査機関における検査機器の導入 地域外来・検査センター等の設置の推進 (丸亀市5月11日~、高松市5月14日~、さぬき市及び東かがわ市5月18日~) 						

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

国の緊急事態宣言	(4.7～) (特定都道府県：7都府県)	(4.16～) ※全都道府県へ拡大 (特定警戒都道府県：13都道府県) (上記以外： <u>本県を含む</u> 34 県)	(5.14～5.31) (特定警戒都道府県：8都道府県) ※本県解除	
	「香川県緊急事態」宣言 (4.14～)		香川県感染警戒宣言 (5.15～)	
特措法に基づく県の対策期	(1) 感染拡大防止集中対策期 (4.17～5.6)	(2) 感染拡大防止対策期 (5.7～5.14)	(3) 感染警戒期 (5.15～)	(4) 感染予防対策期
	本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、クラスターの発生など、感染者が急増し、医療提供体制が逼迫している状態	本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、一定数の感染者が発生している状態	本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されているが、他の都道府県で対象区域が指定されている状態	全ての都道府県が国の緊急事態宣言が解除されている状態
1. 県民への要請等	県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛	県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底	県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底	新しい生活様式の徹底 一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底 適切な感染防止対策を講じる 適切な感染防止対策を講じる
2. 事業者への要請等	対象施設への休業要請等 適切な感染防止対策	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底	
3. イベント等の開催	原則中止・延期	全国的大規模イベント等の開催自粛 50人程度未満は感染防止対策を講じる	全国的大規模イベント等の開催自粛 一定人数※以下は感染防止対策を講じる ※屋内：100人以下かつ収容定員の半分以上 屋外：200人以下かつ人と人の距離を十分確保	
4. 県有施設等における対応	基本的に休館	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他は感染防止対策を講じる	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他施設は感染防止対策を講じる	

詳細は、今後の国の専門家会議の提言等を踏まえて検討

対策期移行時の考え方

国の緊急事態宣言 (本県)		国の緊急事態宣言 (本県を除く他の都道府県)	国の緊急事態宣言解除
「香川県緊急事態」宣言		香川県感染警戒宣言	
(1) 感染拡大防止集中対策期	(2) 感染拡大防止対策期	(3) 感染警戒期	(4) 感染予防対策期
本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、クラスターの発生など、感染者が急増し、医療提供体制が逼迫している状態	本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、一定数の感染者が発生している状態	本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されているが、他の都道府県で対象区域が指定されている状態	全ての都道府県が国の緊急事態宣言が解除されている状態
<p style="text-align: center;">(1) (2)</p> <p>○本県の感染状況や医療提供体制（病床稼働率等）、PCR検査状況（陽性率）、人口移動の状況などを含め、感染が収束に向かっているか、総合的に判断</p>		<p style="text-align: center;">(2) (3)</p> <p>○本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたとき (考え方)</p> <p>①感染の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近1週間の報告数とその前の週の報告数を下回る減少傾向の確認 ・直近1週間の10万人あたり累積報告数が0.5人程度以下 <p>②医療提供体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症者数が減少傾向で医療提供体制が逼迫していないこと ・患者急増に対応可能な体制が確保されていること <p>③監視体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師が必要とするPCR検査が遅滞なく行える体制が整備されていること <p>などを踏まえて、総合的に判断 →香川県感染警戒宣言</p>	<p style="text-align: center;">(3) (4)</p> <p>○全ての都道府県に国の緊急事態解除宣言がなされたとき</p>
<p style="text-align: center;">(1) (2)</p> <p>○本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されたとき (考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断 		<p style="text-align: center;">(2) (3)</p> <p>○本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されていないが、直近1週間で10万人当たり0.5人程度以上の新規感染者が発生しており、医療提供体制や監視体制などを含め、まん延防止の措置を講じる必要があるか、総合的に判断 →「香川県緊急事態」宣言</p>	<p style="text-align: center;">(3) (4)</p> <p>○他の都道府県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定され、対象区域の感染状況等により、今後、本県でもまん延の恐れがあるとき →香川県感染警戒宣言</p>